

府中町立学校給食調理等委託業務

募 集 要 項

令和8年6月

府中町教育委員会

第1 目的

この募集要項は、府中町立学校給食調理等委託業務（以下「委託業務」という。）に係る事業者募集について、必要な事項を定めたものである。

第2 事業概要

1 事業名称

府中町立学校給食調理等委託業務

2 事業対象施設

【Aグループ】

府中町立府中小学校（所在地 府中町本町二丁目15番2号）

府中町立府中東小学校（所在地 府中町山田四丁目4番1号）

府中町立府中北小学校（所在地 府中町清水ヶ丘23番1号）

【Bグループ】

府中町立府中南小学校（所在地 府中町柳ヶ丘51番25号）

府中町立府中中央小学校（所在地 府中町浜田二丁目6番1号）

3 業務内容

別紙「府中町立学校給食調理等委託業務要求水準書」（資料1）のとおり

4 委託期間

令和9年4月1日から令和12年3月31日まで（3年間）

第3 応募の条件

1 応募資格

(1) 応募事業者は、次の要件をすべて満たしていること。

- ① 法人格を有し、「府中町立学校給食調理等委託業務要求水準書」（資料1）の業務内容を確実に遂行できるよう、安定的かつ健全な財政能力を有していること。
- ② これまでに小学校又は中学校を対象とした学校給食調理業務（自校方式に限る。）の受託実績を3年以上有し、又は、厚生労働省作成の「大量調理施設衛生管理マニュアル」に定められた「同一メニューを1回300食以上又は1日750食以上を提供する調理施設」での調理業務の経験を3年以上有し、かつ、現在も継続して業務を実施していること。
- ③ 製造物責任（PL）法（平成6年法律第85号）に基づく生産物賠償責任保険及び施設損害責任保険に加入していること。
- ④ ①～③までの要件を満たす事業者を履行保証人にできること。
- ⑤ プロポーザル参加表明書の提出日現在において、本町の物品・委託役務競争入札参加

資格者名簿に、認定契約種目「給食（デリバリーを除く。）」で登録されていること。

(2) 次のいずれかに該当する者は、応募事業者となることができない。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- ② 国、公社・公団及び府中町を含む地方公共団体において、指名停止期間中である者
- ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者
- ④ 国税及び地方税（消費税及び地方消費税並びに法人市町村民税、固定資産税及び事業所税等）を滞納している者
- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員と関係を有する者
- ⑥ 過去3年以内に、学校給食調理業務又は大量施設調理業務において、食品衛生法（昭和22年法律第233号）の営業停止処分を受けた者。ただし、当該処分後の対応及び改善策に関する書面等により、適正な食品衛生対応の確認ができる場合を除く。
- ⑦ 食品衛生法第55条に基づく営業許可を受けていない者
- ⑧ 次のアからウまでに掲げる届出の義務を履行していない者
ア 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務
イ 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
ウ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務

2 応募に関する留意事項

(1) 募集要項等の承諾

応募事業者は、参加表明書（兼応募資格審査申請書）の提出をもって、募集要項等の記載内容を承諾したものと見なす。

(2) 費用の負担

応募に関して必要な費用は、応募事業者の負担とする。

(3) 著作権

採用した提案書等の著作権は町に帰属する。ただし、不採用となった提案書等の著作権は、原則として書類の作成者に帰属する。

(4) 応募の無効について

次のいずれかに該当する場合は、応募を無効とする。

- ① 提出期限までに参加表明書（兼応募資格審査申請書）及び提案書の提出が無かった場合
- ② 虚偽の内容が記載されている場合

- ③ 一つの応募事業者が複数の提案を行った場合
- ④ 審査の公平に影響を与える行為があった場合

(5) 提出書類の取扱い

提出された書類については、内容変更できないものとし、採用・不採用にかかわらず返却しない。

(6) 提出書類の公開

提出された提案書等は、応募事業者の了解を得たうえで、公開することがある。

(7) 資料の取扱い

本町が提供する資料は、本町の了解なく公表または使用することを禁止する。

(8) 応募辞退

応募を辞退する場合は、参加辞退届（様式第11号）を提出すること。なお、一旦応募を辞退した者は、再度の応募はできない。

(9) その他

①一事業者が【Aグループ】と【Bグループ】のいずれか一方又は両方に応募することができる。

②提出書類の他、追加の資料を求められた場合は、速やかに提出すること。

第4 応募スケジュール

No	スケジュール項目	予定日程
1	募集要項等の公表	令和8年6月4日（木）～7月10日（金）
2	募集要項等説明会及び現地見学会	令和8年7月16日（木）（事前申込必須）
3	募集要項等に関する質問の受付	令和8年7月16日（木）～7月22日（水）
4	募集要項等に関する質問の回答	令和8年7月31日（金）
5	参加表明書（兼応募資格審査申請書） 及び提案書等の受付	令和8年7月16日（木）～8月4日（火）
6	資格審査及び第1次審査結果通知	令和8年8月10日（月）発送予定
7	提案書の内容聴取等（第2次審査）	Aグループ：令和8年8月20日（木）予定 Bグループ：令和8年8月25日（火）予定
8	第2次審査結果通知	令和8年8月下旬
9	委託事業者の決定	令和8年9月上旬
10	業務開始準備	事業者決定後～令和9年3月末

※ 受付等は、午前9時から午後5時までとし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日（以下「祝日」という。）には行わない。

1 募集要項等

募集要項（本書）等の資料は次のとおり配布し、同日から府中町教育委員会ホームページにおいても公表する。

(1) 配布期間及び配布場所

令和8年6月4日(木)から令和8年7月10日(金)

※土曜日・日曜日・祝日を除く午前9時～午後5時

府中町教育委員会学校教育課 広島県安芸郡府中町本町一丁目10番15号
安芸府中生涯学習センターくすのきプラザ1階

(2) 配布書類関係

- ① 募集要項・・・・・・・・・・・・・・・・・・本書
- ② 要求水準書・・・・・・・・・・・・・・・・・・資料1
- ③ 応募様式集・・・・・・・・・・・・・・・・・・資料2
- ④ 委託事業者選定基準・・・・・・・・・・・・資料3
- ⑤ 町内小学校 給食調理場図面

※ 上記書類は、府中町教育委員会ホームページよりダウンロード可能。

ホームページ掲載期間

令和8年6月4日(木)から令和8年7月10日(金)午後5時

2 募集要項等説明会及び現地見学会

◆ 募集要項等説明会

応募予定の事業者は必ず参加すること。

- (1) 日 時 令和8年7月16日(木)
午後1時30分～午後2時(午後1時受付開始)
- (2) 場 所 広島県安芸郡府中町本町一丁目10番15号
安芸府中生涯学習センターくすのきプラザ

◆ 現地見学会

現地見学は説明会に参加した事業者のうち希望者のみとする。

- (1) 日 時 令和8年7月16日(木)
午後2時～午後4時
- (2) 場 所 府中小学校、府中南小学校、府中中央小学校、府中東小学校、府中北小学校

◆ 留意事項

- (1) 募集要項等説明会参加希望事業者は、「募集要項等説明会参加申込書」(様式第1号)に事業者名、参加者氏名等を明記のうえ、郵送、持参(府中町教育委員会学校教育課)、電子申請(URLは、本要項を掲載する府中町ホームページに記載する。)又は電子メール(gakkokyoiku@town.fuchu.hiroshima.jp)にて申し込むこと。(FAX不可)
申し込み期限は令和8年7月10日(金)午後5時とする。(郵送の場合は同日必着)
- (2) 説明会では、原則として募集要項等の配布はしないので、各自持参すること。

- (3) 説明会参加者は当日名刺を提出すること。
- (4) 説明会及び現地見学会参加人数は1事業者につき2名までとする。
- (5) 現地見学は給食調理場の外から行うこととする。

3 募集要項等に関する質問の受付・回答

(1) 質問の提出方法

質問書(様式第2号)に内容を簡潔にまとめて記載し、電子メールにて提出すること。

(FAX不可)

(2) 受付期間

令和8年7月16日(木)から令和8年7月22日(水) 午後5時 厳守

(3) 回答期日

令和8年7月31日(金) ※府中町ホームページに掲載する。

※掲載期限は令和8年8月4日(火)午後5時までとする。

(4) 電子メールアドレス

gakkokyoiku@town.fuchu.hiroshima.jp

(5) 質問及び回答の公開

募集要項等に関する質問及び回答は府中町教育委員会ホームページにて公開する。なお、電話及び口頭等の個別対応は行わない。

4 参加表明書(兼応募資格審査申請書)及び提案書の提出(第1次審査)

(1) 提出期間

令和8年7月16日(木)から令和8年8月4日(火)

土曜日・日曜日・祝日を除く 午前9時～午後5時 厳守

(2) 提出先

府中町教育委員会学校教育課 広島県安芸郡府中町本町一丁目10番15号

安芸府中生涯学習センターくすのきプラザ1階

(3) 提出方法

直接持参するものとし、それ以外の方法による提出は認めない。

(4) 提出書類

① 参加表明書(兼応募資格審査申請書) …… 様式第3号

(記載する添付書類を含む)

応募資格要件確認書 …… 様式第3-1号

雇用保険、健康保険及び厚生年金保険への加入状況が確認できる書類

保険への加入状況が確認できる書類とは、次のとおりです。

(1) 雇用保険

概算保険料又は確定保険料を納付したことを証する書面、労働保険概算・確定保険料申告書、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書、雇用保険被保険者証（被保険者のうち、本業務に従事する職員全員分）のいずれかの写し

(2) 健康保険及び厚生年金保険

保険料を納付したことを証する書面、被保険者資格取得確認又は標準報酬決定通知書、被保険者報酬月額算定基礎届のいずれかの写し

※ 健康保険等に参加義務がない場合又は適法に他の保険に加入している場合は、申出書を提出して下さい。

- ② 審査に係る提案書類提出書……………様式第4号
提案書……………様式第5号～第8号
- ③ 委託業務実績書……………様式第9号
- ④ 見積書……………様式第10号
見積内訳書……………様式第10-1号

◆ 参加表明書（兼応募資格審査申請書）に関する書類

- ① 参加表明書（兼応募資格審査申請書）（様式第3号）……………1部
- ② 応募資格要件確認書（様式第3-1号）……………1部
- ③ ①に記載する添付書類……………各1部

◆ 提案書に関する書類

- 提案書等（様式第4号～第10-1号）

正本1部及び副本をAグループの場合は9部、Bグループの場合は7部（コピー可）

《提出にあたっての留意事項》

A4版縦型、横書き、左綴じとする。（A3版折込みも可）

※ 様式第5号～様式第8号の各提案書については、紙面の余白、行間、フォント等の形式は任意とする。但し、様式中に記載した表題、項目及び制限枚数については、厳守すること。

● 無効（失格）となる提案書

- ・ 提出方法、提出先及び提出期限に適合しないもの。
- ・ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- ・ 虚偽の内容が記載されているもの。

◆ 見積書及び見積内訳書（様式第10号、第10-1号）

- ・ 見積額は次の金額の範囲内であること。

【Aグループ】小学校(3校):令和9年度～令和11年度

249,440,400円(消費税及び地方消費税含む。)

【Bグループ】小学校(2校):令和9年度～令和11年度

234,809,300円(消費税及び地方消費税含む。)

- ・見積書(様式第10号)に記載する見積額は、Aグループは3校、Bグループは2校一括での合算額とすること。
- ・見積書には、見積内訳書(様式第10-1号)を添付すること。

5 資格審査及び第1次審査結果の通知

町は、応募資格の有無について、参加表明書(兼応募資格審査申請書)(様式第3号)により確認し、第1次審査の結果については、令和8年8月10日(月)(発送予定)に文書にて通知する。

6 提案書の内容聴取等(第2次審査)

第1次審査で選考された応募事業者を対象に、内容聴取等(プレゼンテーション及び質疑応答)を実施する。

(1) 実施日時

Aグループ:令和8年8月20日(木)予定

Bグループ:令和8年8月25日(火)予定

詳細については別途通知する。

(2) 審査場所

別途通知

(3) 実施時間

30分程度(プレゼンテーション20分、質疑応答10分)

(4) 出席者

3名以内

(5) 準備物

プロジェクター、パソコン、スクリーン等を使用する場合は、各自で準備すること。

(6) 内容聴取等の順番

第1次審査における提出書類の受付順とする。なお、辞退者が出た場合は、順次繰り上げるものとする。

第5 提案書等の審査方法

1 選定委員会の設置

府中町立学校給食調理等委託業務事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置し、最優秀提案等の選定審査を実施する。

2 審査の方法

- (1) 公募型企画提案方式（プロポーザル方式）により選定する。
- (2) 選定委員会は、第1次審査を通過した応募事業者を対象に、プレゼンテーション及び質疑応答を実施し、委託事業者選定基準（資料3）に基づいた採点により、得点の最も高い応募事業者を優先交渉権者として選定する。
- (3) 優先交渉権者が契約を締結しない場合は、次に得点の高い事業者から順に契約交渉を行い、合意に達した事業者と契約する。
- (4) なお、審査の結果、適切な応募事業者がいなるときは、「適切事業者なし」とし、再募集する場合がある。

第6 その他

- ① 選考結果等についての不服及び異議申し立ては認めない。
- ② 業務履行の開始前に必要な準備は委託事業者の費用負担により行うこと。
- ③ 委託事業者決定後、応募事業者名を公表する。

◆ 問合せ先 府中町教育委員会事務局 学校教育課
〒735-0006 広島県安芸郡府中町本町一丁目10番15号
安芸府中生涯学習センターくすのきプラザ1階
TEL：082-286-3271
FAX：082-286-3298
E-mail：gakkokyoiku@town.fuchu.hiroshima.jp